

原議保存期間	5年（平成37年3月31日まで）
有効期間	一種（平成37年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁警備部長 殿
 各道府県警察本部長

警察庁丁備一発第65号
 平成31年4月26日
 警察庁警備局警備運用部警備第一課長

水難救助部隊の運用上配慮すべき事項について（通達）

水難事故や災害の発生時における潜水技術をいかした人命救助等については、これまで、各都道府県警察機動隊において、所要の体制を構築して取り組んできたところである。

この度、「機動隊の専門部隊の精強化について（通達）」（平成31年4月26日付け警察庁丙備一発第130号等）が示達され、水難救助部隊が機動隊の専門部隊として位置付けられたことを踏まえ、同部隊の編成・訓練の基準等を定めることとしたので、遺漏のないようにされたい。

記

1 編成

(1) 編成基準

水難救助部隊の編成基準は別添1のとおりとし、指揮官には警部又は警部補を充てるものとする。

(2) 隊員の指定等

ア 幹部（巡查部長以上）には、人格、識見、判断力及び部隊指揮能力に優れ、水難救助部隊において豊富な経験を有する者を充てることとする。

また、潜水活動は、通常の陸上での活動と比較して、より困難で危険を伴うことから、安全管理を徹底した部隊指揮を行わせる必要がある。このため、特に現場活動の指揮官となる者には、警察庁主催の潜水指揮官研修若しくは潜水技術訓練を修了した者又はこれらと同程度の知識・能力を有する者を指定する。

イ 幹部以外の隊員については、身体的要件、体力的要件及び精神的要件の全てにおける適性を判断した上で、水難救助部隊の隊員としてふさわしい者を指定する。

ウ 隊員の指定に際しては、定期健康診断のほか、高気圧作業安全衛生規則第38条に定められた医師による健康診断（以下「高気圧業務健康診断」という。）を受診させ、その結果を踏まえて適性を有するか否かを判断する。

また、既に隊員に指定された者であっても、訓練の進展に伴い、体力、泳力、水に対する恐怖心等から適性を有しないことが判明した場合や、高気圧業務健康診断の結果から潜水活動に従事させることができないと認められた場合には、直ちに指定を解除する。

2 体制

水難救助部隊は、出動要請があった場合に速やかに対応できるよう、平素から必要な体制の確保に努めるとともに、潜水土士免許等の資格を必要な人員に取得させるなどして、円滑かつ安全に潜水活動が実施できる体制を確立する。

3 教養・訓練

(1) 新規隊員の育成

水難救助技術の習得には、通常、一定の期間を要する上、その早さには個人差もある。このため、新規隊員の育成に当たっては、別添2の訓練基準に基づき、計画的かつ段階的な教養訓練を実施する。

(2) 既存隊員の技能向上等

水難救助部隊の対処能力の向上及び二次災害の防止を図るため、既存の隊員については、経験年数にとらわれることなく、別添2の訓練基準に基づき、継続的に訓練を実施し、技能の維持・向上及び部隊内の連携強化に努める。

また、指導者の育成を念頭に、安全管理要領の習得を目的とした訓練を積極的に実施する。

4 安全管理の徹底

潜水活動が、水中といった特殊な環境に加え、濁り、潮流、低水温等の過酷な条件下での活動が多いことを認識し、訓練及び現場活動に当たっては、個々の隊員の技量及び健康状態を掌握した上で、潜水活動に従事させるべきか否かを判断するなど、安全確保を最優先とした措置を講じる。

5 装備資機材の点検及び整備

装備資機材については、突発的な事案にも対応できるよう、平素から確実な点検及び整備に努める。

6 関係機関との連携

対処能力の向上のため、消防、海上保安庁、自衛隊等関係機関との合同訓練を積極的に実施するなど、平素から緊密な連携に努めるとともに、活動現場においては、相互に協力する。

編成基準

1 都道府県別の班数及び人員

(1) 指定都道府県

都道府県	班数	人員
警視庁	8	120
大阪府	6	90
神奈川県	4	60
千葉県	3	45
京都府	3	45
北海道	2	30
埼玉県	2	30
愛知県	2	30
兵庫県	2	30
福岡県	2	30
沖縄県	2	30
青森県	1	15
宮城県	1	15
山形県	1	15
福島県	1	15
茨城県	1	15
新潟県	1	15
静岡県	1	15
石川県	1	15
三重県	1	15
広島県	1	15
徳島県	1	15
愛媛県	1	15
佐賀県	1	15
長崎県	1	15
熊本県	1	15
鹿児島県	1	15

(2) その他の県

都道府県	班数	人員
岩手県		各県警察の実情 に応じて指定
秋田県		
栃木県		
群馬県		
山梨県		
長野県		
富山県		
福井県		
岐阜県		
滋賀県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
山口県		
香川県		
高知県		
大分県		
宮崎県		

2 任務別の人員

名称	主な任務	人員
指揮官	部隊の指揮	1
伝令	連絡調整、指示伝達等	1
船舶操作	船舶の操縦	1
ダイバー (水面監視含む)	水中における救助・検索	6
陸上支援	陸上における支援	6
	計	15

※ダイバーと陸上支援は兼務とし、必要に応じて入れ替わる。

別添 2

訓練基準

1 新規の隊員

訓練項目	指定都道府県	その他の県
スノーケリング訓練	8月までに技術習得	各県警察の実情に応じて決定
スクーバ潜水訓練	12月までに技術習得	
検索・救助訓練	翌3月までに技術習得	翌6月までに技術習得

2 既存の隊員

訓練項目	指定都道府県	その他の県
スノーケリング訓練	1回/月	各県警察の実情に応じて決定
スクーバ潜水訓練	1回/月	
検索・救助訓練	1回/月	
安全管理要領	1回/月	